



退職者医療制度

国保加入者で、長年勤めた会社や役所等を退職して厚生年金、共済組合などから年金を受けている七十歳未満の方やその家族（被扶養者）は、退職者医療制度によって診療を受けます。

資格
 ◎年金証書が届いたら、年金証書、印かん、保険証を持参のうえ、住民福祉課受付で、手続きをして下さい。

退職者本人

- 会社や役所などの各年金制度から老齢年金または、退職年金の支給を受けている人。
- 上記各年金制度へ40才以後に10年以上加入していて通算老齢年金の支給を受けている人

外来 8割支給	自己負担 2割
入院 8割支給	自己負担 2割

被扶養者

- 退職者本人の配偶者および三親等内の親族で、退職者本人と同居し、その収入によって生活している人。
- 国保の加入者で老人保健法に該当していない人。

外来 7割支給	自己負担 3割
入院 8割支給	自己負担 2割

クレジット時代

これだけは知っておこう

Q 訪問販売のセールスマンに勧められ、クレジットを利用して羽毛ふとんを買った契約を交わしましたが、よく考えると、わが家には今のところ不要な品物

のように思われます。契約を取り消すことはできるでしょうか。

A セールスマンに勧められていたうちに何となくその気になって契約を結んだものの、その後、家族に反対されたりして考えが変わることはよくあります。そこで法律では、訪問販売で商品を買った場合、一定期間内ならば契約を取り消すことができます。

クーリング・オフは、あくまでも、買う意思の定まらない消費者がクーリング・オフ（頭を冷やす）することを前提としています。街頭販売の場合も同様で、契約場所が、相手の店や営業所の場合はクーリング・オフはできない

クーリング・オフはできない店や営業所で契約すると
 クーリング・オフは、あくまでも、買う意思の定まらない消費者がクーリング・オフ（頭を冷やす）することを前提としています。街頭販売の場合も同様で、契約場所が、相手の店や営業所の場合はクーリング・オフはできない

クーリング・オフ

一定期間内なら 契約を解除できる制度



きる制度を設けています。これをクーリング・オフといい、契約の申し込み、または締結後七日以内（休日を含む）であれば、消費者は無条件で申し込みを取り消したり、契約を解除することができます。

クーリング・オフは、あくまでも、買う意思の定まらない消費者がクーリング・オフ（頭を冷やす）することを前提としています。街頭販売の場合も同様で、契約場所が、相手の店や営業所の場合はクーリング・オフはできない

ただし、きっかけは訪問販売であっても、相手の店や営業所で契約を結んだ場合は、クーリング・オフは認められません。店へ出向くことは、消費者に、買うというはっきりした意思があったとみなされるからです。

業者が負担
 クーリング・オフの手続きは申し込み、または契約を取り消したい旨を書面（はがきなど）に書いて販売業者に郵送します。七日間以内の消印があれば有効です。
 この場合、すでに品物が引き渡されていれば返さなければなりません。引取りに伴う費用は販売業者が負担します。また、代金の一部を支払っている場合も、業者はすぐにそれを客に返さなければなりません。しかし、訪問販売の場合でも品物を受け取り、その場で代金を全額支払った場合、いわゆる現金販売には、クーリング・オフは適用されません。

ません。また、通信販売のように、電話などによって申し込む場合も同様で、消費者に明らかに意思があると考えられるため、クーリング・オフは適用されません（なお、事業者によっては返品特約によって返品を認める例もあります）。